

# 事故発生時における緊急連絡体制のフロー

## 速報対象となる事故

下記の事故が発生した場合には速やかに報告して下さい。

1. 乗客、乗員その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
2. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
3. 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
4. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない)を生じた事故
5. 運転者の脳疾患、心臓疾患及び意識喪失により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったとき
6. 転覆、転落、火災(積載物品の火災を含む)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突若しくは接触した事故
7. 酒気帯び運転を伴う事故
8. 自然災害に起因する可能性のある事故
9. その他報道機関などから取材・問い合わせを受けた事故又は報道のあった事故

## 乗合・貸切・特定事業者又は自家用有償旅客運送事業者

報告

速やかに

報告は管轄の運輸支局等へ！

1.～5.は  
特に速やかに！

## 神奈川運輸支局保安担当

[連絡先の勤務時間内(8:30～17:15)]

直通電話:045-939-6800[3] FAX:045-939-3006

[連絡先の勤務時間外・休日] 携帯電話:080-3369-7375

【上記に繋がらなかった場合(休日・時間外)】

関東運輸局保安・環境課:080-3369-7054

## 報告事項

第1報は把握している範囲で速やかに！

- ①事業者名
  - ②事業形態
  - ③発生日時・場所
  - ④事故車の登録番号
  - ⑤死者数、重傷者数及び負傷者数
  - ⑥事故概要
  - ⑦情報入手先
  - ⑧その他判明している事項
  - ⑨緊急連絡担当者名及び連絡先
- ※第1報報告後の追加情報も速やかに報告